

住宅の品質の確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目 次

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	1
○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	33
○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）	35
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	35
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	35
○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）	43

。住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）

（住宅性能評価）

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣が指定した者（以下「指定住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十二条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第二十二条第一項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標章を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

2 前項の申請の手續その他住宅性能評価及び住宅性能評価書の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 何人も、第一項の場合を除き、住宅の性能に関する評価書、住宅の建設工事の請負契約若しくは売買契約に係る契約書又はこれらに添付する書類に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

（指定）

第七条 第五条第一項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、同項に規定する業務（以下この節において「評価の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務を行おうとする住宅の種類及び規模に応じて国土交通省令で定める区分に従って行わなければならない。

（欠格条項）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第二十一条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第九条 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 第十二条第一項の評価員の数が、住宅性能評価を行おうとする住宅の種類、規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。

二 前号に規定するほか、職員、設備、評価の業務の実施の方法その他の事項についての評価の業務の実施に関する計画が、評価の業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 前号の評価の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四 法人にあつては役員、法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員又は職員（第十二条第一項の評価員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 前各号に定めるもののほか、評価の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（指定の公示等）

第十条 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定住宅性能評価機関の名称及び住所、指定の区分並びに評価の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定住宅性能評価機関は、その名称若しくは住所又は評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定の更新)

第十一条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第七条から第九条までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(評価員)

第十二条 指定住宅性能評価機関は、住宅性能評価を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、評価員に住宅性能評価を実施させなければならない。

2 評価員は、住宅性能評価を行おうとする住宅の種類及び規模に応じて国土交通省令で定める要件を備えるものうちから選任しなければならない。

3 指定住宅性能評価機関は、評価員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、評価員が、第十五条第一項の認可を受けた評価業務規程に違反したとき、住宅性能評価に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅性能評価機関が第九条第四号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その評価員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第十三条 指定住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。）及びその職員（評価員を含む。次項において同じ。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定住宅性能評価機関及びその職員で評価の業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（評価の業務の義務）

第十四条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価の業務を行わなければならない。

（評価業務規程）

第十五条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務に関する規程（以下この節において「評価業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 評価業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした評価業務規程が評価の業務の公正かつ適確な実施上不適當となったと認めるときは、その評価業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（指定の区分等の揭示）

第十六条 指定住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定の区分その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十七条 指定住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第十八条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し、評価の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告、検査等）

第十九条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し評価の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（評価の業務の休廃止等）

第二十条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により評価の業務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第二十一条 国土交通大臣は、指定住宅性能評価機関が第八条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定住宅性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第二項、第十二条第一項から第三項まで、第十四条、第十六条、第十七条、前条第一項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第十五条第一項の認可を受けた評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。

三 第十二条第四項、第十五条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

四 第八十二条第四項の規定による負担金の納付をしないとき。

五 第九条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあつてはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（住宅型式性能認定）

第二十二条 国土交通大臣は、申請により、住宅型式性能認定（住宅又はその部分で国土交通大臣が定めるものの型式について評価方法基準に従って評価し、当該型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有する旨を認定することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 前項の申請の手續その他住宅型式性能認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、住宅型式性能認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（住宅型式性能認定の取消し）

第二十四条 国土交通大臣は、住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有しなくなったと認めるときは、当該住宅型式性能認定を取り消すことができる。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の規定による住宅型式性能認定の取消しについて準用する。

（型式住宅部分等製造者の認証）

第二十五条 国土交通大臣は、申請により、規格化された型式の住宅の部分又は住宅で国土交通大臣が定めるもの（以下この節において「型式住宅部分等」という。）の製造又は新築（以下この節において単に「製造」という。）をする者について、当該型式住宅部分等の製造者としての認証を行う。

2 前項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認証をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認証を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

（認証の基準）

第二十七条 国土交通大臣は、第二十五条第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認証をしなければならない。

一 申請に係る型式住宅部分等の型式が住宅型式性能認定を受けたものであること。

二 申請に係る型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が国土交通大臣が定める技術的基準に適合していると認められること。

（認証の更新）

第二十八条 第二十五条第一項の認証は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十五条第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

（承継）

第二十九条 第二十五条第一項の認証を受けた者（以下「認証型式住宅部分等製造者」という。）が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式住宅部分等製造者について相続、合併若しくは分割（当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認証型式住宅部分等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十六条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（変更の届出）

第三十条 認証型式住宅部分等製造者は、第二十五条第二項の国土交通省令で定める事項に変更（国土交通省令で定め

る軽微なものを除く。)があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(廃止の届出)

第三十一条 認証型式住宅部分等製造者は、当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第二十五条第一項の認証は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(型式適合義務等)

第三十二条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をするときは、当該型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該型式住宅部分等の製造をする場合、試験的に当該型式住宅部分等の製造をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 何人も、前項の場合を除くほか、住宅の部分又は住宅に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(特別な標章等)

第三十三条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をしたときは、これに当該型式住宅部分等が認証型式住宅部分等製造者が製造をした型式住宅部分等であることを示す国土交通省令で定める方式による特別な標章を付することができる。

2 何人も、前項の場合を除くほか、住宅の部分又は住宅に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例)

第三十四条 認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等(以下この節において「認証型式住宅部分等」という。)は、設計された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標章を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。)によって設計図書(同法第二条第五項に規定する設計図書をいう。)のとおり実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

(報告、検査等)

第三十五条 国土交通大臣は、第二十五条第一項、第二十六条から第三十条まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第二項並びに次条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、認証型式住宅部分等製造者に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認証型式住宅部分等製造者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、認証型式住宅部分等の製造設備若しくは検査設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認証の取消し)

第三十六条 国土交通大臣は、認証型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

- 一 第二十六条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 当該認証に係る住宅型式性能認定が取り消されたとき。
- 2 国土交通大臣は、認証型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

- 一 第三十条、第三十二条、第三十三条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

- 二 認証型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、第二十七条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

- 三 不正な手段により認証を受けたとき。

- 3 国土交通大臣は、前二項の規定により認証を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(外国型式住宅部分等製造者の認証)

第三十七条 国土交通大臣は、申請により、外国において本邦に輸出される型式住宅部分等の製造をする者について、当該型式住宅部分等の外国製造者としての認証を行う。

- 2 第二十五条第二項及び第三項並びに第二十六条から第二十八条までの規定は前項の認証に、第二十九条から第三十条まで及び第三十五条の規定は同項の認証を受けた者（以下「認証外国型式住宅部分等製造者」という。）に、第三十四条の規定は認証外国型式住宅部分等製造者が製造をする型式住宅部分等について準用する。この場合において、第三十一条第二項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三十二条第一項ただし書中「輸出のため当該型式住宅部分等の製造をする場合、試験的」とあるのは「試験的」と、第三十三条第二項中「何人も」とあるのは「認証外国型式住宅部分等製造者は」と、「住宅の部分」とあるのは「本邦に輸出される住宅の部分」と、第三十五条第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十七条第一項、同条第二項において準用する」と、「、

第三十三条第二項」とあるのは「及び第三十三条第二項」と、「次条第一項及び第二項」とあるのは「第三十八条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(外国型式住宅部分等製造者の認証の取消し)

第三十八条 国土交通大臣は、認証外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

- 一 前条第二項において準用する第二十六条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 当該認証に係る住宅型式性能認定が取り消されたとき。

2 国土交通大臣は、認証外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

- 一 前条第二項において準用する第三十条、第三十二条若しくは第三十三条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 認証に係る型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、前条第二項において準用する第二十七条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

三 不正な手段により認証を受けたとき。

四 前条第二項において準用する第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 前条第二項において準用する第三十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

六 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 第三十六条第三項の規定は、前二項の規定による認証の取消しについて準用する。

4 前条第二項において準用する第三十五条第一項の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける認証外国型式住宅部分等製造者の負担とする。

（指定住宅型式性能認定機関等による認定等の実施）

第三十九条 国土交通大臣は、第四十一条から第四十三条までの規定の定めるところにより指定する者（以下「指定住宅型式性能認定機関」という。）に、住宅型式性能認定及び第二十二条第三項の規定による公示又は第二十五条第一項若しくは第三十七条第一項の認証、第二十八条第一項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の認証の更新及び第二十五条第三項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示（以下この章において「認定等」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定住宅型式性能認定機関が行う認定等を行わないものとする。

3 国土交通大臣は、第五十条の規定の定めるところにより承認する者（以下「承認住宅型式性能認定機関」という。）に、認定等（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

（手数料）

第四十条 認定等の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定住宅型式性能認定機関又は承認住宅型式性能認定機関（以下この条において「指定住宅型式性能認定機関等」という。）が行う認定等の申請をしようとする者は、指定住宅型式性能認定機関等）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定住宅型式性能認定機関等に納められた手数料は、指定住宅型式性能認定機関等の収入とする。
（指定）

第四十一条 第三十九条第一項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、認定等の業務を行

おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める区分に従って行わなければならない。

3 第十条第一項及び第十一条の規定は第一項の指定に、第十条第二項及び第三項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第十九条までの規定は指定住宅型式性能認定機関について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「指定住宅型式性能認定機関」と、「並びに評価」とあるのは「認定等」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに認定等の業務の開始の日」と、同条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条並びに第十九条第一項中「評価の」とあるのは「認定等の」と、第十一条第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第四十一条第一項及び第二項、第四十二条並びに第四十三条」と、第十三条第一項中「評価員」とあるのは「認定員」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「認定等業務規程」と読み替えるものとする。

（欠格条項）

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 第八条第一号から第三号までに掲げる者

二 第四十七条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第五十一条第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第四十三条 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員（次条第一項の認定員を含む。第三号において同じ。）、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項に

ついでに認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第九条第四号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（認定員）

第四十四条 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、認定員に認定等を実施させなければならない。

2 認定員は、建築技術に関して優れた識見を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定住宅型式性能認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、認定員が、第四十一条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程に違反したとき、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅型式性能認定機関が前条第三号に掲げる基準に適合しなくなったときは、指定住宅型式性能認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

（国土交通大臣への報告等）

第四十五条 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、指定住宅型式性能認定機関が行った認定等を取り消したときは、当該認定等を行った指定住宅型式性能認定機関にその旨を通知するものとする。

（認定等の業務の休廃止等）

第四十六条 指定住宅型式性能認定機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により認定等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第四十七条 国土交通大臣は、指定住宅型式性能認定機関が第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十一条第三項において準用する第十条第二項、第十四条若しくは第十七条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条第一項、前条第一項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第四十一条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 第三十九条第一項の規定により第二十二条第三項又は第二十五条第三項（第三十七条第二項において準用する場合

合を含む。）の規定による公示を行わせることとされている場合において、当該公示をしなかったとき。

四 第四十一条第三項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条又は第四十四条第四項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第二十一条第三項の規定は、前二項の規定による指定の取消し又は前項の規定による認定等の業務の停止について準用する。

（国土交通大臣による認定等の実施）

第四十八条 国土交通大臣は、指定住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十九条第二項の規定にかかわらず、当該指定住宅型式性能認定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となった認定等の業務のうち他の指定住宅型式性能認定機関によって行われなものを自ら行うものとする。

一 第四十六条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により認定等の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により認定等の業務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において国土交通大臣が必要があると認めるとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認定等の業務を行い、又は同項の規定により行っている認定等の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により認定等の業務を行うこととし、第四十六条第一項の規定により認定等の業務

の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における認定等の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（審査請求）

第四十九条 この法律の規定による指定住宅型式性能認定機関の行う処分又はその不作為（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第二項に規定する不作為をいう。）については、国土交通大臣に対し、同法による審査請求をすることができる。

（承認）

第五十条 第三十九条第三項の規定による承認は、認定等の業務を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）の申請により行う。

2 第十条第一項、第十一条、第四十二条及び第四十三条の規定は前項の承認に、第十条第二項及び第三項、第十四条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第四十四条並びに第四十五条の規定は承認住宅型式性能認定機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認住宅型式性能認定機関」と、同項及び同条第二項、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価の」とあるのは「認定等の」と、第十一条第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第五十条第一項並びに同条第二項において準用する第四十一条第二項、第四十二条及び第四十三条」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「認定等業務規程」と、同条第三項及び第四十四条第四項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十八条中「命令」とあるのは「請求」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第五十条第一項」と、第四十四条第四項中「第四十一条第三項」とあるのは「第五十条第二項」と読み替えるものとする。

（承認の取消し等）

第五十一条 国土交通大臣は、承認住宅型式性能認定機関が前条第二項において準用する第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その承認を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、承認住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十条第一項、第四十四条第一項から第三項まで若しくは第四十五条第一項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 第三十九条第三項の規定により第二十二條第三項又は第三十七条第二項において準用する第二十五条第三項の規定による公示を行わせることとされている場合において、当該公示をしなかったとき。

四 前条第二項において準用する第十五条第三項、第十八条又は第四十四条第四項の規定による請求に応じなかったとき。

五 前条第二項において準用する第四十三条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により承認を受けたとき。

八 国土交通大臣が、承認住宅型式性能認定機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

九 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定

による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十一 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける承認住宅型式性能認定機関の負担とする。

（審査のための試験）

第五十三条 国土交通大臣は、特別評価方法認定のための審査に当たっては、審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下単に「試験」という。）に基づきこれを行うものとする。

2 国土交通大臣は、第五十五条から第五十七条までの規定の定めるところにより指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験の全部又は一部を行わせることができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定試験機関が行う試験を行わないものとする。

4 国土交通大臣が第二項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る特別評価方法認定の申請をしようとする者は、第六項の規定により申請する場合を除き、指定試験機関が作成した当該申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書（以下この条において単に「証明書」という。）を前条第二項の申請書に添えて、これを行わなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行うものとする。

5 国土交通大臣は、第六十条の規定の定めるところにより承認する者（以下「承認試験機関」という。）に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

6 外国において事業を行う者は、承認試験機関が作成した証明書を前条第二項の申請書に添えて特別評価方法認定を申請することができる。この場合において、国土交通大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行うものとする。

（手数料）

第五十四条 特別評価方法認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

2 指定試験機関又は承認試験機関（以下この条において「指定試験機関等」という。）が行う試験の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、指定試験機関等の収入とする。

（指定）

第五十五条 第五十三条第二項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、同項の試験を行う者とする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

2 第十条第一項及び第十一条の規定は前項の指定に、第十条第二項及び第三項、第十三条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第四十六条並びに第四十八条の規定は指定試験機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請に、第四十九条の規定は指定試験機関の行う試験について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「指定試験機関」と、「並びに評価」とあるのは「試験」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに試験の業務の開始の日」と、同条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条並びに第十九条第一項中「評価の」とあるのは「試験の」と、第十一条第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第五十五条第一項、同条第二項において準用する第四十一条第二項、第五十六条及び第五十七条」と、

第十三条第一項中「評価員」とあるのは「試験員」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十八条中「認定等の」とあるのは「試験の」と、同条第一項中「第三十九条第二項」とあるのは「第五十三条第三項」と、同項及び同条第三項中「第四十六条第一項」とあるのは「第五十五条第二項において準用する第四十六条第一項」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第五十九条第二項」と、同条第三項中「前条第一項」とあるのは「第五十九条第一項」と、第四十九条中「処分」とあるのは「処分（試験の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

（欠格条項）

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
- 二 第五十九条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第六十一条第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第五十七条 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員（次条第一項の試験員を含む。第三号において同じ。）、設備、試験の業務の実施の方法その他の事項についての試験の業務の実施に関する計画が、試験の業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第九条第四号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつては

その者及びその職員の構成が、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 試験の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、試験の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（試験員）

第五十八条 指定試験機関は、試験を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、試験員に試験を実施させなければならぬ。

2 試験員は、高度で新しい建築技術に関して優れた識見を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、試験員が、第五十五条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験業務規程に違反したとき、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定試験機関が前条第三号に掲げる基準に適合しなくなったときは、指定試験機関に対し、その試験員を解任すべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第五十九条 国土交通大臣は、指定試験機関が第五十六条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十五条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条若しくは第四十六条第一項、前条第一項

から第三項まで又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第五十五条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験を行ったとき。

三 第五十五条第二項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条又は前条第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあつてはその役員が、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第二十一条第三項の規定は、前二項の規定による指定の取消し又は前項の規定による試験の業務の停止について準用する。

(承認)

第六十条 第五十三条第五項の規定による承認は、試験を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）の申請により行ふ。

2 第十条第一項、第十一条、第五十六条及び第五十七条の規定は前項の承認に、第十条第二項及び第三項、第十四条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第五十一条第四項並びに第五十八条の規定は承認試験機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認試験機関」と、同項及び同条第二項、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価の」とあるのは「試験の」と、第十一条第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第六十条第一項並びに同条第二項において準用する第四十一条第二項、第五十六条及び第五

十七条」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、同条第三項及び第五十八条第四項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十八条中「命令」とあるのは「請求」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第六十条第一項」と、第五十一条第四項中「前条第二項」とあり、及び第五十八条第四項中「第五十五条第二項」とあるのは「第六十条第二項」と読み替えるものとする。

（承認の取消し等）

第六十一条 国土交通大臣は、承認試験機関が前条第二項において準用する第五十六条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その承認を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、承認試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十条第一項若しくは第五十八条第一項から第三項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験業務規定によらないで試験の業務を行ったとき。

三 前条第二項において準用する第十五条第三項、第十八条又は第五十八条第四項の規定による請求に応じなかったとき。

四 前条第二項において準用する第五十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあつてはその役員が、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により承認を受けたとき。

七 国土交通大臣が、承認試験機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

八 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十 前条第二項において準用する第五十一条第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 第五十一条第三項の規定は、前二項の規定による承認の取消しについて準用する。

（指定住宅紛争処理機関の指定等）

第六十二条 国土交通大臣は、弁護士会又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この章において「紛争処理の業務」という。）を公正かつ適確に行うことができるものと認められるものを、その申請により、紛争処理の業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、指定を受けたる者（以下「指定住宅紛争処理機関」という。）の名称及び住所並びに紛争処理の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第十条第二項及び第三項並びに第二十条の規定は、指定住宅紛争処理機関について準用する。この場合において、第十条第二項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価の」とあるのは、「紛争処理の」と読み替えるものとする。

4 指定住宅紛争処理機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨を、その事務所に於いて公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（秘密保持義務等）

第六十五条 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、紛争処理の業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員で紛争処理の業務に従事する者は、刑法その他の罰

則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（説明又は資料提出の請求）

第六十七条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務の実施に必要な限度において、指定住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、認証外国型式住宅部分等製造者、指定住宅型式性能認定機関、承認住宅型式性能認定機関、指定試験機関又は承認試験機関（次項において「指定住宅性能評価機関等」という。）に対して、第七十八条第一項の規定による指定を受けた者を經由して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 指定住宅性能評価機関等は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（指定住宅紛争処理機関の指定の申請の命令）

第七十一条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の指定の申請がなく、又は指定を受けた指定住宅紛争処理機関のみでは紛争処理の業務が適当かつ十分に行われないと認めるときは、第七十八条第一項の規定により指定した者に対し、指定住宅紛争処理機関の指定を申請すべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第七十六条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十二条第三項において準用する第十条第二項若しくは第二十条第一項、第六十二条第四項、第六十四条、第六十六条、第六十八条、第七十二条又は第七十三条の規定に違反したとき。

二 第七十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条又はこの項の規定による命令に違反したとき。

四 紛争処理の業務を公正かつ適確に行うことができないと認めるとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（住宅紛争処理支援センター）

第七十八条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この節において「支援等の業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、住宅紛争処理支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 職員、支援等の業務の実施の方法その他の事項についての支援等の業務の実施に関する計画が、支援等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援等の業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援等の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第十条第二項及び第三項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第四十六条並びに第六十五条の規定は、センタ

ーについて準用する。この場合において、第十条第二項、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条並びに第十九条第一項中「評価の」とあり、第四十六条第一項及び第二項中「認定等の」とあり、並びに第六十五条中「紛争処理の」とあるのは「支援等の」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「支援等業務規程」と、第六十五条中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（役員の選任及び解任）

第八十条 センターの支援等の業務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、センターの支援等の業務に従事する役員が、第七十八条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた支援等業務規程に違反したとき、支援等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任によりセンターが第七十八条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなったときは、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（負担金の徴収）

第八十二条 センターは、第七十九条第一項第一号から第六号までの業務（以下この節において「評価住宅関係業務」という。）の実施に必要な経費に充てるため、指定住宅性能評価機関から負担金を徴収することができる。

2 センターは、毎事業年度、前項の負担金の額及び徴収方法について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 センターは、前項の認可を受けたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 指定住宅性能評価機関は、前項の通知に従い、センターに対し、負担金を納付しなければならない。
（指定の取消し等）

第八十四条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定

めて支援等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十八条第三項において準用する第十条第二項、第十七条若しくは第四十六条第一項、第八十一条又は前条の規定に違反したとき。

二 第七十八条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた支援等業務規程によらないで支援等の業務を行ったとき。

三 第七十八条第三項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条、第七十一条又は第八十条第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第八十二条第二項の認可を受けず、又は認可を受けた事項に違反して負担金を徴収したとき。

五 第七十八条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 センター又はその役員が、支援等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は支援等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例）

第八十七条 住宅を新築する建設工事の請負契約（以下「住宅新築請負契約」という。）においては、請負人は、注文者に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの（次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。）の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。）について、民法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする。

3 第一項の場合における民法第六百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の

品質確保の促進等に関する法律第八十七条第一項」とする。

（新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例）

第八十八条 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時（当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの時）から十年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第一項及び第二項前段中「注文者」とあるのは「買主」と、同条第一項中「請負人」とあるのは「売主」とする。

2 前項の規定に反する特約で買主に不利なものは、無効とする。

3 第一項の場合における民法第五百六十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する法律第八十八条第一項」と、「又は」とあるのは「、瑕疵修補又は」とする。

（一時使用目的の住宅の適用除外）

第八十九条 前二条の規定は、一時使用のため建設されたことが明らかな住宅については、適用しない。

（瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例）

第九十条 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、請負人が第八十七条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間又は売主が第八十八条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者又は買主に引き渡した時から二十年以内とすることができる。

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した者

二 第五条第三項の規定に違反した者

第九十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項（第四十一条第三項又は第五十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第一項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

二 第二十一条第二項、第四十七条第二項、第五十九条第二項又は第八十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第九十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者

二 第三十三条第二項の規定に違反した者

第九十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項（第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第十七条第二項（第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十九条第一項（第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）又は第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十九条第一項又は第三十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十九条第一項又は第三十五条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

六 第二十条第一項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

七 第四十六条第一項（第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

第九十七条 法人（指定住宅型式性能認定機関及び指定試験機関を除く。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第九十三条から前条までの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第九十八条 第三十条又は第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

。建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

（定義）

第二条 略

2 略

3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

4 この法律で「木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

5 略

6 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。

(一級建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条 左の各号に掲げる建築物(建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。)を新築する場合には、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーディトリウムを有しないものを除く。)又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が五百平方メートルをこえるもの

二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの

三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえるもの

四 延べ面積が千平方メートルをこえ、且つ、階数が二以上の建築物

2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合には、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

(一級建築士又は二級建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条の二 前条第一項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合には、一級建築士又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

一 前条第一項第三号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三十平方メートルを超えるもの

二 延べ面積が百平方メートル(木造の建築物にあつては、三百平方メートル)を超え、又は階数が三以上の建築物

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、第一項の規定にかかわらず、条例で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るものを除く。)を別に定めることができる。

。商法（明治三十二年法律第四十八号）

第二百一十一條ノ二 他ノ株式会社ノ総株主ノ議決権ノ過半数又ハ他ノ有限会社ノ総社員ノ議決権ノ過半数ヲ有スル会社（以下親会社ト称ス）ノ株式ハ左ノ場合ヲ除クノ外其ノ株式会社又ハ有限会社（以下子会社ト称ス）之ヲ取得スルコトヲ得ズ

- 一 株式交換、株式移転、会社ノ分割、合併又ハ他ノ会社ノ營業全部ノ譲受ニ因ルトキ
- 二 会社ノ權利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ

2）5 略

。建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

（建築基準適合判定資格者検定）

第五條 建築基準適合判定資格者検定は、建築士ノ設計に係る建築物が第六條第一項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行う。

2）8 略

。学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五章 大学

第五十二條 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第五十二條の二 大学は、通信による教育を行うことができる。

第五十三条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第五十四条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

2 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第五十五条の二 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第五十五条の三 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第五十五条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第五十六条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の

定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

第五十七条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

2 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

3 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第五十八条 大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長の職務を助ける。

5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

6 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 助教授は、教授の職務を助ける。

8 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

9 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第五十九条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

2 教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第六十条の二 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第六十一条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

第六十二条 大学には、大学院を置くことができる。

第六十三条 削除

第六十四条 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

第六十五条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第六十六条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第六十六条の二 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

第六十七条 大学院に入学することのできる者は、第五十二条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところに

より、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第六十八条 教育研究上特別の必要がある場合には、第五十三条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第六十八条の二 大学（第五十二条の大学に限る。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者
学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

4 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第六十八条の三 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第六十九条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

2 前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 第二項の大学には、第五十三条及び第五十四条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

5 第二項の大学には、学科を置く。

6 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

7 第二項の大学を卒業した者は、準学士と称することができる。

8 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二条の大学に編入学することができる。

9 第六十二条の規定は、第二項の大学については適用しない。

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第六十九条の四 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の五 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の六 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

一 認証評価機関の認証をするとき。

二 第六十九条の四第三項の細目を定めるとき。

三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第七十条 第二十八条第八項及び第五十条第五項の規定は、大学に、これを準用する。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

第五百三十三条 双務契約当事者ノ一方ハ相手方力其債務ノ履行ヲ提供スルマテハ自己ノ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得但相手方ノ債務力弁済期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

第五百六十六条 売買ノ目的物力地上権、永小作権、地役権、留置権又ハ質権ノ目的タル場合ニ於テ買主力之ヲ知ラサリシトキハ之力為メニ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ限り買主ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得其他ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ノミヲ為スコトヲ得

2 前項ノ規定ハ売買ノ目的タル不動産ノ為メニ存セリト称セシ地役権力存セサリシトキ及ヒ其不動産ニ付キ登記シタル賃貸借アリタル場合ニ之ヲ準用ス

3 前二項ノ場合ニ於テ契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主力事実ヲ知リタル時ヨリ一年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス第六百三十四条 仕事ノ目的物ニ瑕疵アルトキハ注文者ハ請負人ニ対シ相当ノ期限ヲ定メテ其瑕疵ノ修補ヲ請求スルコトヲ得但瑕疵力重要ナラサル場合ニ於テ其修補力過分ノ費用ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

2 注文者ハ瑕疵ノ修補ニ代ヘ又ハ其修補ト共ニ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ第五百三十三条ノ規定ヲ準用ス

第六百三十八条 土地ノ工作物ノ請負人ハ其工作物又ハ地盤ノ瑕疵ニ付テハ引渡ノ後五年間其担保ノ責ニ任ス但此期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ金属造ノ工作物ニ付テハ之ヲ十年トス

2 工作物力前項ノ瑕疵ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ注文者ハ其滅失又ハ毀損ノ時ヨリ一年内ニ第六百三十四条

ノ権利ヲ行使スルコトヲ要ス